

# 職務上請求書の使用、記載方法について（お願い）

神奈川県行政書士会総務部

行政書士法第10条には「行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない」と定められております。特に職務上請求書の使用に関しては、個人情報保護の観点、更には人権侵害につながるものがないよう、職業倫理の意識を高く持ち、厳正な使用・取扱いに努める必要があります。戸籍法、住民基本台帳法、行政書士法、日行連の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」・「職務上請求書取扱説明書」、本会の「職務上請求書の取扱いに関する規則」等に従い、十分留意して使用してください。

## 職務上請求書の使用について

職務上請求書の使用による戸籍・住民票等の請求は、行政書士又は行政書士法人がその職務上必要とする場合に限り認められています。たとえ行政書士又は行政書士法人であっても、職務と関係なくこれを使用することは不正使用に該当し、処分の対象となります。

※ 他土業の兼業者は、他土業の職務を行う場合には、必ず各土業会が発行する職務上請求書を使用してください。

## 職務上請求書使用の3原則

- ① 書類作成業務を行うために必要であること（法第1条の2）
- ② 本人からの直接依頼があり、かつ本人確認を行ったうえで受任したものであること（法第1条の2、犯罪収益移転防止法第4条）
- ③ 請求の内容及び提出先が適正であること（法第1条の2第2項）

## 職務上請求書の記載方法について

白地部分に記載漏れがないようにご注意ください。

### ①請求先

請求先の自治体の長  
例) 横浜市長

### ②日付

### ③請求の種別・通数

1枚の請求書で複数の請求が可能な場合も少なくないですが、必ず各自治体の指示に従ってください。

### ④本籍・住所

- ・戸籍謄本等又は戸籍の附票の写しの請求の場合⇒本籍
- ・住民票の写し等の請求の場合⇒住所

### ⑤筆頭者の氏名・世帯主の氏名

- ・戸籍謄本等又は戸籍の附票の写しの請求の場合⇒筆頭者
- ・住民票の写し等の請求の場合⇒世帯主

⑥請求に係る者の氏名・範囲

請求に係る者の氏名及び生年月日、必要に応じて請求に係る者の範囲を記入してください。

例) 住民票⇒範囲「本人のみ」

⑦住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項

氏名、出生の年月日、男女の別等の基礎証明事項以外の、世帯主、世帯主の氏名及び世帯主との続柄、本籍又は国籍・地域等の事項の記載を求める場合は、その求める事項を記入してください。

⑧業務の種類

行政書士業務として職務上の請求が必要であることが判別できるよう、依頼者からの依頼内容を記入してください。

なお、他土業の兼業者であっても、他土業の業務に行政書士の職務上請求書を使用することはできませんのでご注意ください。

適切であると思われる記載例○
「〇〇許可申請書の作成」、「自動車登録申請書の作成・提出代理業務」、「相続関係説明図作成」若しくは「遺産分割協議書の作成」のいずれか又はその併記、「法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出代理」、「公正証書遺言書の起案」、「任意後見契約書の起案」、「土地売買契約書作成」、「贈与契約書作成」、「役員変更の株主総会議事録作成」、「役員変更の取締役会議事録作成」など。

不適切な記載例×	
「相続人調査」	行政書士業務に該当しない。 ⇒ 身元調査などの探偵業務に当たる。単なる取得代行は不可。
「相続手続き」	行政書士業務に該当しない。 ⇒ どのような書類を作成したか不明。
「相続登記」	行政書士業務に該当しない。 ⇒ 司法書士の独占業務にあたる。
「家系図作成」	行政書士業務に該当しない。 ⇒ 観賞ないしは記念の品として作成された家系図は「事実証明に関する書類」に該当しない（平成22年12月20日最高裁判決）。
「後見業務」	行政書士の附帯密接関連業務であるが法定業務ではない。 ※ 任意後見契約書の起案は可。
「遺言執行業務」	行政書士の附帯密接関連業務であるが法定業務ではない。 ⇒ 遺言執行者は、遺言による指定、遺言者が委託した者からの指定又は家庭裁判所の選任により就任し、その業務を行うものである。 ⇒ 「行政書士」の法定業務でないため職務上請求書は使用できない。
「一般労働者派遣事業許可申請」	行政書士業務に該当しない。 ⇒ 社会保険労務士の独占業務に当たる。
「有料・無料職業紹介事業許可申請」	※ 昭和55年9月1日現在入会している、社労業務を取り扱う経過措置会員については使用可。
「遺族厚生年金裁定請求」	

⑨依頼者の氏名又は名称

行政書士業務の依頼者として適正な記載が必要となります。

職務上請求書は、行政書士の法定業務に関してのみ、その使用が認められるものであり、行政書士の業務以外で使用することはできません。また、法定業務に関する使用であっても、依頼者の目的を詳細に聴取した上で、不適切な使用とならないよう十分注意する必要があります。

不適切な依頼者例	
「興信所」	特に戸籍・住民票等の交付の請求のみを依頼され、当該依頼に基づき職務上請求書を使用して戸籍・住民票等を請求することは、行政書士法に規定する行政書士の業務に含まれず不適切な使用にあたります。
「自動車ディーラー」	
「自動車販売会社」	
注意が必要な依頼者例	
「損害保険会社」	① 書類作成業務を行うために必要であること（法第1条の2） ② 本人からの直接依頼があり、かつ本人確認を行ったうえで受任したものであること（法第1条の2、犯罪収益移転防止法第4条） ③ 請求の内容及び提出先が適正であること（法第1条の2第2項） 上記の3原則を慎重に検討する必要があります。
「金融機関」	
「信販会社」	

⑩依頼者について該当する事由

3つの□欄のうち、必ずいずれかにチェックしてください。その上で該当する具体的事由を記入してください。日行連から提示されている記載例を以下に示します。

記載例 1	〇〇〇〇は(株)●●の取締役であり、建設業許可申請書の作成に際し、役員等の正確な住所・本籍等を確認するために必要である。
記載例 2	宅地建物取引業免許新規申請の添付書類として、個人事業主である依頼者の住民票の写しが必要であるため。
記載例 3	〇〇〇〇は(株)●●の取締役であり、神奈川県を含む5都県に産業廃棄物収集運搬業許可申請にあたり、添付資料として役員の住民票の写しが必要のため。
記載例 4	〇〇〇〇は(株)●●の取締役であり、風俗営業許可申請にあたり、添付資料として役員の住民票の写しが必要であるため。
記載例 5	依頼者の在留資格「日本人配偶者等」の在留期間更新許可申請に伴い、〇〇〇〇との婚姻関係及び同居の事実を証明するため世帯全員の住民票の写しが必要となる。
記載例 6	被相続人〇〇〇〇（令和●年●月●日死亡） 依頼者は被相続人の共同相続人の1人であり、遺産分割協議書を作成するため法定相続人を確認する必要がある。被相続人には子がなく直系尊属も死亡しているため、被相続人の妹である〇〇〇〇の戸籍謄本等の取得が必要である。
記載例 7	依頼者がする遺言書の原案（案文）作成するにあたり、親族関係説明図を作成する必要があり、戸籍謄本の取得が必要である。
記載例 8	被相続人 〇〇〇〇（令和●年●月●日死亡） 依頼者は被相続人の共同相続人の1人として、法定相続情報一覧図を作成する必要がある。そのため、戸籍謄本等や住民票の除票の取得が必要である。

記載例でも明らかなおおり、「正確な住所の特定」、「〇〇申請書に添付」、「遺産分割協議書を作成するため、法定相続人を確認」など、具体的な事由を記入してください。

#### ⑪提出先又は提出先がない場合の処理

行政書士業務の提出先として適正な記載が必要となります。

例)「都道府県」、「市町村」、「建設事務所」、「農業委員会」、「運輸支局」、「警察署」、「都道府県公安委員会」、「文化庁」、「地方出入国在留管理局」など。

※「遺産分割協議書作成」、「内容証明郵便作成」、「契約書の作成」等、提出先の明記ができない場合  
⇒「依頼者へ渡す」、「内容確認後に請求者が管理・破棄する」と記入してください。

※「法定相続情報一覧図の作成」⇒「東京法務局〇〇出張所 / 還付された場合は依頼者へ渡す」

#### ⑫請求者

事務所所在地・事務所名・行政書士氏名を必ず記入の上、職印の押印を忘れないようにしてください。

職印は控えにも押印してください。スタンプを用いる場合には、控えにも同様に押印してください。

#### ⑬登録番号及び電話番号

行政書士証票に記載されている8桁の登録番号を記入してください。請求先からの問い合わせのために、電話番号も忘れずに記入してください。スタンプを用いる場合には、控えにも同様に押印してください。

#### ⑭補助者

事務所所在地（本職行政書士又は行政書士法人の事務所所在地）・補助者氏名を必ず記入の上、押印を忘れないようにしてください。なお、補助者は本会に届出済みの補助者に限り、行政書士の指導監督下において、使者として請求ができます。その際には、補助者証を携行し、補助者章を着用してください。

### スタンプの使用について

⑫「請求者欄（7）」、⑬「登録番号及び電話番号（8）」のみスタンプを使用できます。それ以外の箇所にスタンプ使用はできません。スタンプを使用する場合は、控えにも忘れずに押印してください。

### 郵送請求について

戸籍法施行規則第12条の2第5号ハただし書では、「ただし、弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているとき（例：HP上の会員検索システム）は、第一号に掲げる書類及び弁護士等であることを証する書類の写しの送付は要しない。」としていますが、業務の円滑な遂行のために、行政書士証票の写しを同封されることをおすすめします。

### 購入及び払出しの方法

#### ①購入

「購入申込書」、「誓約書」、「一般倫理研修の修了証（会則第62条の2第3項に定める倫理研修）」が必要になります。

#### ②払出し

使用済み控え綴りを提出していただき、総務部にて記載内容・使用状況を確認いたします。記載内容によっては詳しい確認、「控え用紙紛失報告書」、「未記入理由書」、「顛末書」の提出、払出しの凍結をさせていただきます（日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第22条第2項、第23条、第24条）。払出しスケジュールについては、本会ホームページをご確認ください。

## 事件簿への記載

「業務の種類」欄の記載内容は、事件簿の「件名」と一致します。事件簿の作成は行政書士法第9条により義務付けられています。また、職務上請求書を使用した場合は、「職務上請求書No.」を事件簿に記載する必要があります。

## 書き損じ等で使用しない場合

絶対に破棄せず、間違えたことが判るように×を付けるなどの表示をして、控えと一緒にステープラなどで綴じて保管してください。

## 該当する戸籍謄本等がないため、職務上請求書の用紙が自治体より返却された場合

控えと一緒にステープラなどで綴じて保管してください。

## 補助者による職務上請求書の記載・提出

補助者はあくまで行政書士の指導の下で、業務を行うことができます。

補助者に職務上請求書を記載させる場合は、行政書士が記載内容を全て確認したうえで、職印を押印してください。

万が一、不適切な使用があった場合は、たとえ補助者が行った場合であっても、行政書士が責任を負うことになりますので、職務上請求書や職印の管理は補助者に任せず、行政書士自らが行うようにしてください。

## 最後に

職務上請求書の使用、記載方法について説明をいたしました。

職務上請求書の制度は、行政書士業務を行っていく上で、必須の制度であることはご理解いただけたと思います。しかしながら、不適切な使用が行われ、事件としてそれが発覚することにより、国民の行政書士への信頼は地に落ち、制度自体が危機を迎えることは想像に難くありません。そして、何よりも職務上請求書により、個人情報収集される相手方の立場に思いをいたし、くれぐれも人権侵害になることのないよう、ご留意くださいますようお願いいたします。



行政書士会 行政書士会 行政書士会

戸籍謄本（戸籍法第10条の2第3項）

等職務上請求書

住民票の写し（住民基本台帳法第12条の3第2項）

長 殿

令和 年 月 日

請求の種別	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 原戸籍	謄本・抄本	通
	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除票 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票	の写し	
	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書		
本籍・住所 (1)			
筆頭者の氏名 世帯主の氏名 (2)			
請求に係る者の 氏名・範囲 (3)	フリガナ		範囲
	氏名		
	年 月 日生		
住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項 (4)	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 世帯主の氏名及び世帯主との続柄 <input type="checkbox"/> 本籍又は国籍・地域 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合 (5)	業務の種類：		
	依頼者の氏名又は名称：		
	依頼者について該当する事由 <input type="checkbox"/> 権利行使又は義務履行 <input type="checkbox"/> 国等に提出 <input type="checkbox"/> その他正当な理由 上記に該当する具体的事由：		
提出先又は提出先がない場合の処理 (6)			
請求者 (7) 事務所所在地 事務所名 行政書士氏名	行政書士会所属  <div style="text-align: right;">職印</div>		
登録番号及び電話番号 (8)	登録番号 第 号	電話番号 — —	
補助者 事務所所在地 氏名	印		